

麻薬の新規指定について

平成16年12月2日
監視指導・麻薬対策課

1 概要

今般、5-MeO-DIPT及びAMTの2物質を麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬に指定することとし、パブリックコメントの募集を12月3日から実施する。

これらの2物質は、最近、いわゆる「脱法ドラッグ」として厚生労働省の買上げ調査、インターネット監視等でも国内での流通が確認されており、乱用による保健衛生上の危害が懸念されることから麻薬に指定し規制を行うこととするものである。

2 新たに麻薬指定される2物質

(1) 5-MeO-DIPT

化学名 : 3-[2-(ジイソプロピルアミノ)エチル]-5-メトキシ
インドール

薬理作用 : 幻覚作用

(2) AMT

化学名 : 3-(2-アミノプロピル)インドール

薬理作用 : 幻覚作用

3 今後の予定

これらの2物質を麻薬指定するため、以下のとおり「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」の改正を行う予定。

パブリック・コメントの募集 12月3日から1ヶ月

政令の改正 平成16年度中

4 今後の対策

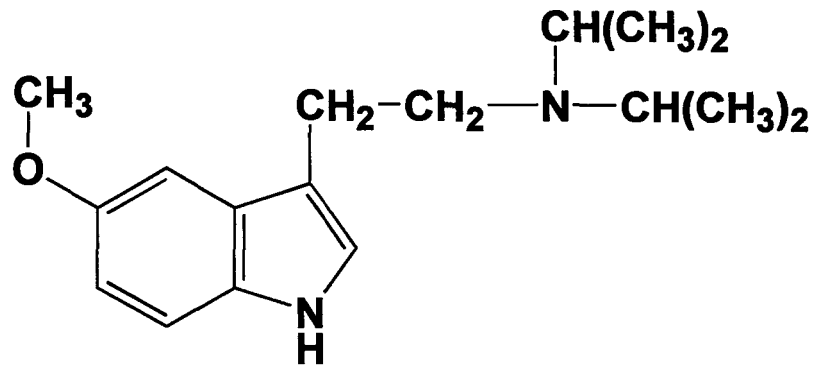
来年度概算要求において、麻薬指定の根拠となる科学的データが乏しい脱法ドラッグについて依存性、精神毒性に関する試験を実施し、速やかに麻薬指定するための経費を要求しているところである。

麻薬指定物質の概要

1 名称、構造式

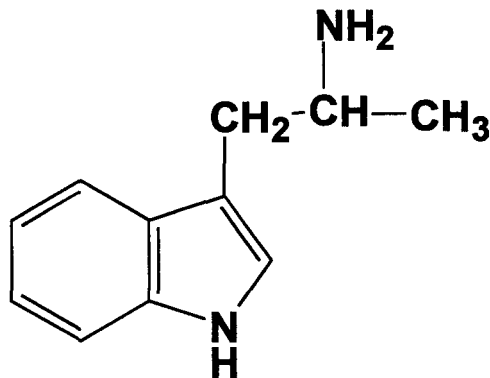
(1) 5-Me o-D I P T

俗称：フォクシー、フォクシーメトキシ



(2) AMT

俗称：デイトリッパー



2 作用等

トリプタミン骨格を有する幻覚剤

浮揚感、視覚・聴覚変容作用、瞳孔散大、情緒障害等の作用を示す。

5-Me o-D I P Tは6～10ミリグラムで3～6時間作用が持続し、AMTは20ミリグラムで12～24時間作用が持続するといわれている。

類似の化学構造をもつ物質では、エトリプタミン、DMT、DET等が麻薬に指定されている。